平成２９年（フ）第６３８号
大阪府松原市高見の里５丁目507番地の１（１－111号）
債務者　山西偉志夫
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６３９号
大阪府松原市高見の里５丁目507番地の１（１－111号）
債務者　山西美津子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６５６号
堺市東区西野190番地１　アーバン日吉206号
債務者　中津　春輝
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６６２号
大阪府大阪狭山市茱萸木２丁目1690番地の１（303号）
債務者　阪木　　充
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６６７号
堺市堺区旭ヶ丘北町１丁５番24号
債務者　山田　義基
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６７１号
堺市南区庭代台１丁23番５－209号
債務者　井阪　朋子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６７５号
大阪府富田林市伏見堂95番地　汐の宮温泉病院内　こんごうホーム、住民票上の住所大阪府富田林市錦織南１丁目19番11号（105）
債務者　飯田　浩信
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６８０号
大阪府富田林市須賀２丁目27番21－308号
債務者　じょんのびやこと　桝本　知之（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６９０号
堺市南区高倉台３丁１番９－210号
債務者　大前　智美
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７０１号
堺市西区浜寺石津町中１丁１番14号
債務者　吉田　美鈴
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７０５号
大阪府河内長野市天野町430番地の３
債務者　上田　直孝
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７１８号
大阪府羽曳野市高鷲６丁目10番９号、前住所大阪府羽曳野市高鷲３丁目５番22号
債務者　浦木　克史
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７２０号
堺市北区中百舌鳥町４丁３番地　クラッセなかもず202号、前住所堺市北区金岡町1423番地４　ビッグカーサ堺しらさぎ駅前1236号
債務者　武田　眞弓
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７２１号
堺市北区北花田町３丁37番地８　ステージ村田205号
債務者　谷口　信次
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
山口県宇部市野中４丁目９番48－１号、従前の住所神奈川県横浜市緑区三保町1680番地１　レジデンスアゼリア202号
債務者　松中　玲子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第６８号
山口県宇部市松島町11番19号
債務者　吉井　直久
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４７号
福岡県大牟田市大字田隈276番地１
債務者　髙戸　拓也
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　福岡地方裁判所大牟田支部